

(様式第2号)

福祉サービス第三者評価結果報告書

事業所名 障害者支援施設 吉田愛青園

1 評価機関

名称	公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号 社会福祉センター5階

2 事業者情報【令和5年6月1日現在】

事業所名称：吉田愛青園	サービス種別： ① 障害者支援施設（生活介護・施設入所支援） 短期入所 ② 日中サービス支援型共同生活援助 短期入所
開設年月日：① 平成9年9月1日 ② 令和2年10月1日	管理者氏名：園長 西原 正彦
設置主体：社会福祉法人青鳥会	代表者役職・氏名：理事長 牧 美輝
経営主体：社会福祉法人青鳥会	代表者役職・氏名：理事長 牧 美輝
所在地：①鹿児島県鹿児島市宮之浦町4180番地1、②同 宮之浦町4158番地1	
連絡先電話番号：099-294-4889	FAX番号：099-294-4890
ホームページアドレス：www.seichoukai.jp	E-mail：aiseien@po4.synapse.ne.jp

【利用者の状況】【令和5年6月1日現在】

定員：障害者支援施設：施設入所（40名）、生活介護（60名）、短期入所（10名）、 共同生活援助：共同生活援助（10名）、 短期入所（3名）	利用者数：施設入所（38名）、生活介護（38名）、 短期入所（3名）、 共同生活援助事業（9名）、短期入所（2名）
------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

【職員の状況】

職種	勤務区分				※常勤換算	※基準職員数
	常勤(人)		非常勤(人)			
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1				1	1
事務長	1				1	
支援課長	1					
サビ管	1				1.2	1
生活支援員 支援補助員	30				24.2	22.7
看護師	1				1	1
栄養士	1				1	
事務員	3				3	
前年度採用・退職の状況			採用		常勤 9人	非常勤 0人
			退職		常勤 8人	非常勤 0人

(様式第2号)

○常勤職員の当該法人での平均勤務年数	7.5年
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数	6.5年
○常勤職員の平均年齢	42歳
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢	39歳

【基本理念・運営方針】

【法人理念】

私たちは、ノーマライゼーションの理念に基づく福祉サービスを提供し、誰もが人として尊重され、あたりまえに暮らせる社会づくりに貢献します。

【基本指針】

- 1 利用者本位の支援、その人らしい暮らしの実現
利用される方のニーズにもとづき、その方が望む暮らしを支えます。
- 2 居住系サービスを核とした総合的支援の提供
家庭や地域で生活することが困難な方への施設入所支援など居住系サービスを核に、日中活動系及び訪問サービスを含む総合的支援を提供します。
- 3 質の高い福祉サービスの提供と活力あふれる職場づくり
質の高い福祉サービスの提供のため、専門性と資質の向上に努めるとともに、働きがいのある活力あふれる職場づくりを目指します。
- 4 地域と共に歩む事業運営
地域の福祉ネットワークの一つとして、地域とともに歩み発展する事業運営をすすめます。

【吉田愛青園の基本方針】

自分らしく暮らすために私たちは、家庭や地域で生活することが困難な方、重い障害や行動障害のある方の受け入れに努めます。そのような方々が豊かな暮らしと自分らしい人生を実現できるようサポートしていきます。

【施設事業所の特徴的な取組】

吉田愛青園は同法人の知的障害者施設吉野学園の「過齢児」（児童施設を利用する18歳以上の方々）を受け入れるために青鳥会が初めて開設した成人施設です。「過齢児問題」は重い知的障害や発達障害、さらに強度行動障害を抱えた児童が成人期を迎えても大人としての生活の場がないことにより発生した全国的な問題です。そうした背景より、開所当時から支援の度合いが重い（現在の障害支援区分で言うと区分5・6が94%）方々が利用をされています。

そのような方々にとっての「自分らしい暮らし」で吉田愛青園が最も重視していることは、生活のリズムです。様々な要因から昼夜逆転してしまう方々も多くおられる中、いかに夜間に穏やかな睡眠をとっていただくかが目標です。

そのためには、「日中をどう過ごすか」が大きく関わってきます。吉田愛青園では、園の立地条件も活かした森林浴ウォーキングを活動の柱として力を入れています。また、それぞれの方が得意な事を活かすことで集中して取り組める作業にも力を入れています（手先の器用な方は紙ちぎりなど細かな作業、絵が好きな方は色付けなど）。こうした「動」と「静」、「集中」と「緩和」を繰り返すことで、「よく食べ、よく動き、リズムのある排泄をし、よく眠る」といった快い生活リズムの提供を目指しています。

また、ご自宅でご家族が対応困難となった方々（主に強度行動障害を伴う方々）を短期入所

(様式第2号)

として受け入れ、ご家族のレスパイト及び強度行動障害支援の「標準」に基づく支援を提供し、強度行動障害の軽減を目指しています。

令和2年10月は、園隣接地に日中サービス支援型の共同生活援助事業所「杜の風」を開所しました。開設25年を経た吉田愛青園利用者の高齢化、加齢による障害の重度化への対策が目的です。

10名の方々がより小規模な単位で生活することで「自分らしい」暮らしに近づいています。今後も、重い障害を抱える方々が少しでも「自分らしい暮らし」を感じていただけるような施設経営を目指します。

3 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年11月12日（契約日） ～2023年8月18日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	初回

4 評価の総評

◇ 総論

- ・社会福祉法人青鳥会は、知的障害児施設吉野学園開設を機に昭和41年に設立認可されています。吉田愛青園は吉野学園の「過齢児」を受け入れるために、平成9年に法人が初めて開設した成人施設です。
- ・法人の「理念」「経営指針」は、家庭や地域で生活が困難な障害者の施設入所支援など居住系サービスを核にした総合的な支援を提供すること、利用者本位の支援、その人らしい暮らしの実現の姿勢が明示されており、「倫理綱領」等と併せて、職員の行動規範となっています。
- ・入所については主に重度な知的障害、発達障害、強度行動障害などの障害を抱えた利用者の受け入れに努めています。入所支援・共同生活援助の利用者の障害支援区分は9割近くが区分6に該当します。
- ・法人では令和2年度と4年度に虐待事案の事実認定がありました。虐待に至った経緯と背景を分析することにより再発防止に努めるとともに、改善への取り組みの最優先課題として、管理者をはじめ全職員の意識改革に取り組んでいます。令和5年3月末に鹿児島市に提出した「障害者虐待防止のための改善計画書」では、管理者の役割と管理体制を明確化すると共に再発防止に向けた取組の一つとして、「サービス提供（支援）のルール」を作成し、全職員に配布し基本姿勢を周知することとしています。
- ・令和4年度から園長等の異動による新たな体制となり、令和5年度を法人理念等に沿って事業所の運営の適正化への取り組みを開始する年度と位置づけ、「サービス提供（支援）のルール」を基本としたマニュアルを作成するなど、具体的かつ実践的な支援の標準化に取り組む計画としています。
- ・当園は居室等生活設備の経年劣化や食堂が2階にあるなどの建物の構造上の課題があり、今後、課題解消と施設のグループホーム化の実現に向けた中長期計画の策定に着手する予定です。計画策定にあたっては、次世代を担う中堅職員等を策定メンバーに入れることとしています。

◇特に評価の高い点

- ・意思表示の困難な重度の知的障害の利用者が多く、利用者の望む活動や意思確認が困難なため、直接処遇に関わる職員の意見を取り入れ、利用者の意思を確認する手法を模索しています。利用者の尊厳とは何かを根源に据え日常の個別的ケアを重視して、「生活の主体者である利用者」を支えることを職員が意識化する取組を進めています。
- ・権利擁護については、利用者の一つ一つの言葉の意味や意図を確認し、職員の個人ごとの価値観の相違を議論しながら、具体的な改善に向けた検討を重ねており、管理者、職員が一体となって、意欲的に取り組んでいる姿勢が見られます。
- ・当園の新たなマニュアル＝標準的な業務基準書を作成するなかで、障害特性と支援に携わる職員及び管理者の力量を踏まえて話し合いを重ね、専門性の向上に努めています。これらの取組は、強圧的な指示による我流の支援方法がまん延しないようにとの意図があります。
- ・薬の保管は鍵付き棚で適切に管理し、服薬については目視や服用後の空袋チェックなど四重チェックにより誤薬防止に努めています。
- ・食堂ではBGMも流れており、落ち着いた雰囲気の中での食事提供に努めています。パーティションによる各々に合わせた食事への対応や少人数化など、障害特性を踏まえた快適な空間作りに取り組んでいます。

◇改善を求められる点

- ・法人では令和5年度中に次期中・長期計画を策定する予定ですが、現行の中期計画の重点課題である「財務体質の強化」という経営面での課題や「虐待の起こらない風土づくり」という利用者の人権尊重や権利を擁護するという支援の質に直結する課題について、各施設・事業所との十分な協議による意見を反映した中・長期計画を作成し、法人事務局と一体となった課題解決・改善への取組となることを期待されます。
- ・第三者評価の受審による自己評価及び第三者評価の実施結果を踏まえ、課題を明確化し、全職員が参画し共通の認識を持てるように組織的に取り組まれることを期待します。また、問題解決、福祉サービスの向上に向けて、全職員の理解と協力を得てPDCAサイクルにもとづく組織的な取組を実施されることを期待します。
- ・これまできめ細やかに個別ケアを行えていなかったとの認識があり、今後、法人全体で人材確保、育成に取組み、利用者が選択できる日中活動のメニューを整え、支援の充実に取り組むことを期待します。
- ・障害特性により、地域生活への移行は難しいものの、施設での暮らしと地域での暮らしが、できる限り近い環境を作り、地域移行できるための工夫や配慮を期待します。施設のグループホーム化の実現に向けての取組も有効な手段と思われます。
- ・利用者の居室等については、安全面が優先され、家具や私物がみられないことから、快適にくつろげる生活環境の整備に向けた改善が期待されます。重度障害の利用者が多く難しい面もあると思われますが、法人、施設内で障害特性に応じて手法を検討しながら利用者の意向調査を行い、利用者満足の上への取組を更に進められることを期待します。

(様式第2号)

5 評価を受けての感想

ここ数年、当園では様々な問題が浮き彫りになった中での第三者評価は、当初どのような評価になるのか、を考えて管理者として不安な気持ちでいっぱいでした。

職員の意見、利用者ご家族からのご意見、そして評価調査員の方々からの助言。

第三者評価を終えた今、これまでやってきたことが「妥当」かつ「適切」であったことを客観的に評価いただいたことで、管理者として自信を持つことができました。

その一方で、課題が多くあることをご教示いただいたことも大きな「収穫」でした。

今後は、地域とのつながり、利用者個々の意思の尊重など課題に一つずつ少しずつ職員とともに取組み、利用者満足と職員満足につなげていく所存です。

6 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。